

許可番号 3610013376

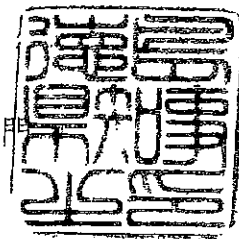
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県徳島市南島田町三丁目21番地1

氏 名 有限会社みどり清掃
代表取締役 岡山 篤史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉



許可の年月日 令和4年1月25日

許可の有効年月日 令和8年12月4日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

(以上9種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地 徳島県徳島市不動西町二丁目1534番3, 1534番4

(2) 面積 33.0平方メートル

(3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

金属くず, ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず, がれき類

(以上3種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 保管の上限 33.0立方メートル

(5) 積み上げることができる高さ 2.0メートル

(6) 保管の上限, 高さの内訳

産業廃棄物の種類	保管の上限	高さ
金属くず	13.4 m ³	2.0 m
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.4 m ³	2.0 m
がれき類	7.2 m ³	2.0 m

4. 許可の更新又は変更の状況

平成3年12月5日 新規許可
平成8年12月5日 更新許可
平成11年5月18日 変更許可
平成12年7月17日 変更許可
平成13年12月5日 更新許可
平成14年8月20日 変更届出 (積替え保管場所の変更)
平成14年9月12日 変更届出 (積替え保管品目の変更)
平成18年11月24日 変更届出 (積替え保管場所の変更)
平成18年12月28日 更新許可
平成21年4月13日 変更届出 (廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くずの積替え保管の廃止)
平成23年12月26日 更新許可
平成29年1月11日 更新許可
平成29年12月5日 変更届出 (代表者の変更)
令和4年1月25日 更新許可

以下余白